

令和7年10月1日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 総合管理所正面玄関横通用口電気錠修繕業務
- 2 履 行 場 所 三重県桑名市長島町十日外面136 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和7年12月15日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施する。希望候補日時を下記3-4)まで連絡すること。
- 2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が岐阜県、愛知県、又は三重県に所在すること。
- 3 見積書等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)見積書 令和7年10月14日 12:00 まで
提出期限
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
 - 5)質 問 書 令和7年10月7日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年10月15日 12:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

総合管理所正面玄関横通用口電気錠修繕業務 仕様書

令和7年10月

独立行政法人 水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する総合管理所正面玄関横通用口電気錠修繕業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 履行

1. 業務概要

本業務は、総合管理所正面玄関横通用口の電気錠に不具合が生じていることから、修繕を行うものである。

2. 履行場所

三重県桑名市長島町十日外面136
独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和7年12月15日までとする。

4. 履行内容

本業務は、以下に記載する項目の交換修繕を行うものとする。
修繕箇所については、別紙「修繕箇所」のとおり。

電気錠交換	美和ロック U9-AL4M	一式
	2線アダプター	一式

5. 処分

本業務により発生する廃棄物は、各種法令に基づき、適正に処分すること。

6. 提出図書

作業完了後、完了届（指定様式）及び写真（作業前、作業後の状態をそれぞれ同じ位置・方向から撮影したもの）を1部機構へ提出すること。

7. 契約変更

履行内容に変更があった場合は、変更契約の対象とする。

第3節 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

以 上

総合管理所正面玄関横通用口電気錠修繕業務

該当箇所	現況写真
正面玄関横通用口電気錠 室内から室外に出る時、人感センサーで開錠され扉が閉まると施錠されるが、モーター音は聞こえるが開錠・施錠されない。	

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月1日に交付された総合管理所正面玄関横通用口電気錠修繕
業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。